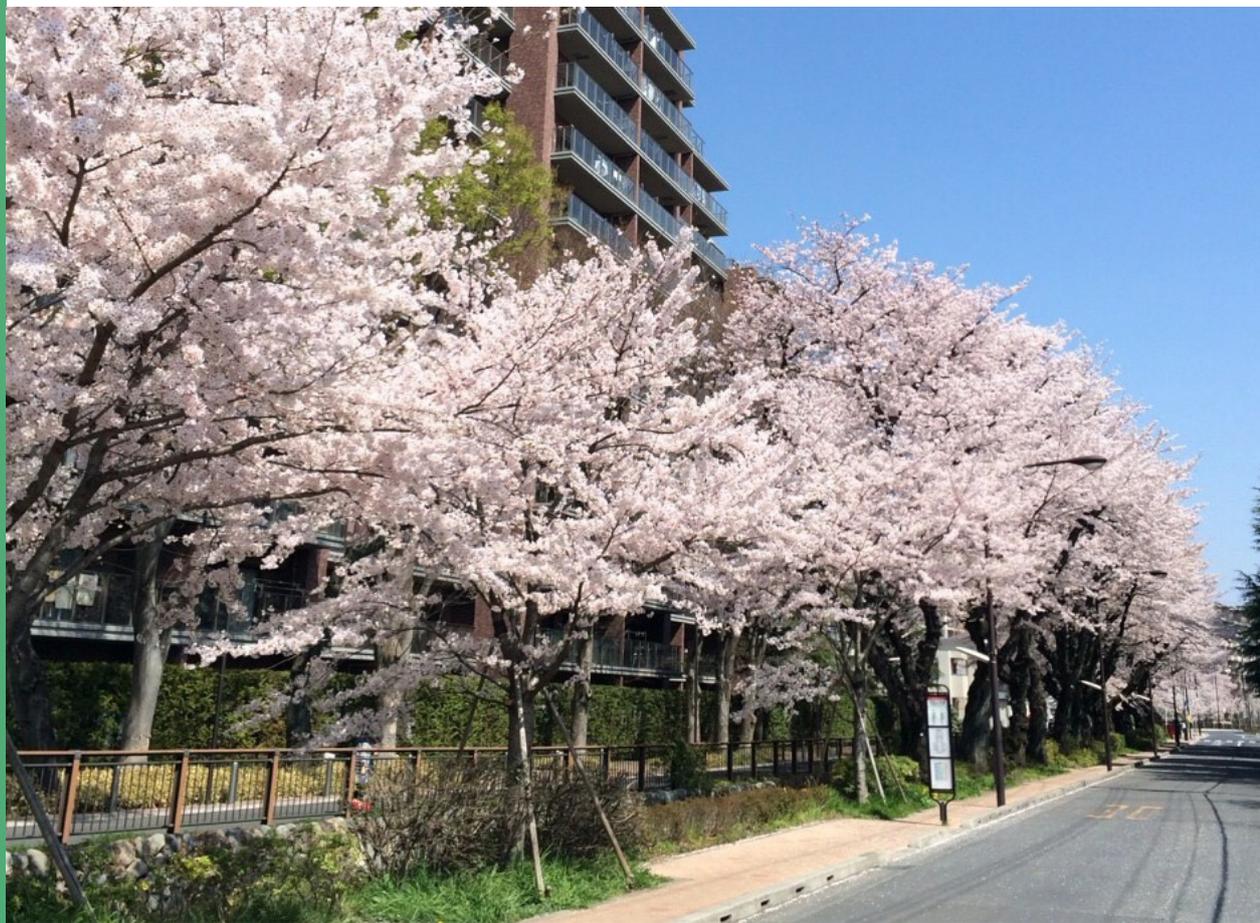


第2章

緑の基本計画 2008 の評価



仙川（桜堤2丁目）

第2章

緑の基本計画2008の評価

1 緑の基本計画2008の評価

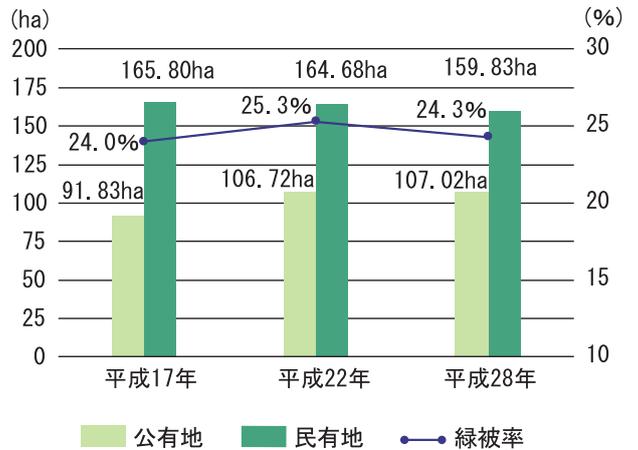
「緑の基本計画2008」(以下、旧計画)で設定した目標や各施策の成果と進捗状況について、評価・検証を行い、課題を明確にし、今後10年の目標や取組む施策に活かしていきます。

(1) 目標の達成状況

1) 緑被率*の目標について

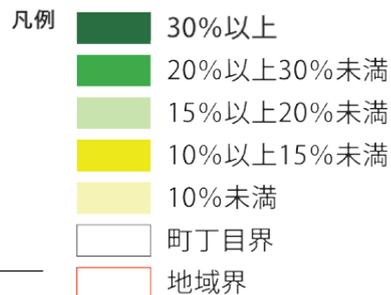
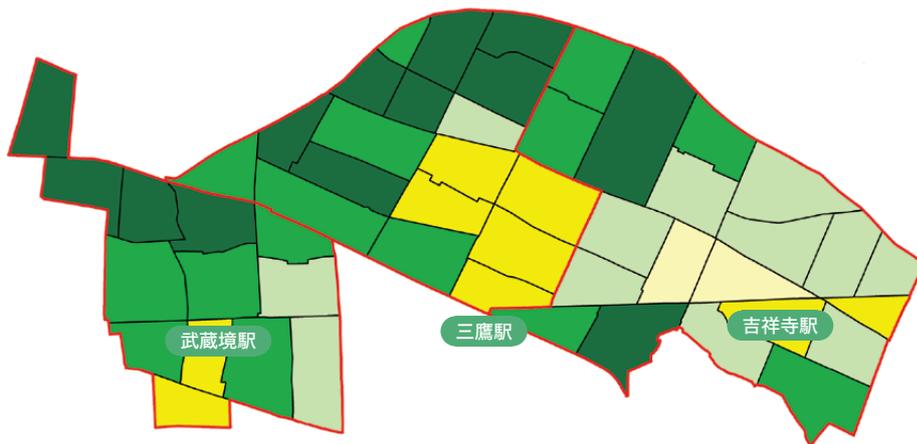
上空からみた緑で被われている緑被地の割合を示す緑被率は、旧計画時点の24.0%(平成17年)から、公有地の緑の増加によって、25.3%(平成22年)に上昇しましたが、その後、私有地の緑が

徐々に減少したことや、行政面積の変更などの要因により、現在は24.3%(平成28年)となっています。また、地域別に緑被率をみると、吉祥寺地域や駅周辺で低い傾向にあることがわかります。
〔図11・12〕



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書 (平成29年4月)より作成

〔図11〕 緑被率と緑被地面積の推移



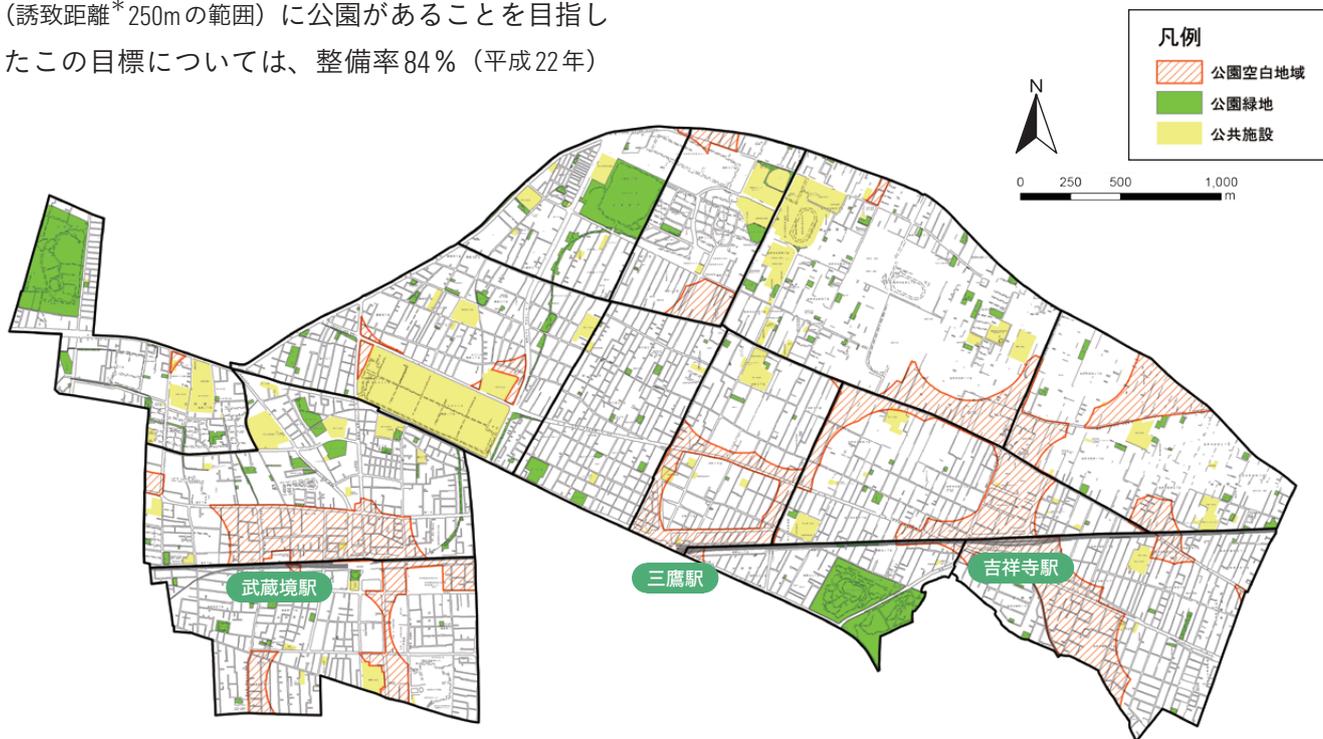
・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書 (平成29年4月)より作成

〔図12〕 地域別にみた緑被率

2) 歩いていくことのできる公園の整備率*について

市内のどこに住んでいても、歩いて行ける範囲（誘致距離* 250mの範囲）に公園があることを目指したこの目標については、整備率84%（平成22年）

から86.5%（平成28年）と2.5%上昇しています。一方で市内の公園緑地の整備が進みつつも、地域に偏りが生じています。（[図13]）



[図13] 公園緑地の整備状況と公園空白地域*について

- ・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成
- ・この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度）を使用したものである。（30都市基交著第23号）

(2) 旧計画の施策の進捗状況

旧計画では、「新たな緑を育む」「今ある緑を守る」「協働を推進する」の3つの基本方針と31の施策に沿って、緑の保全・創出・協働の推進を進めてきました。その施策の成果と進捗状況を示します。

1) 新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

「拠点や身近な緑をつくる」ための個別施策は、「公園緑地の整備・拡充」「学校の緑の充実」「公共施設の緑化」「壁面・屋上緑化の推進」「緑化指導の推進」「緑の創出施策の研究と実施」です。

公園緑地は新たに2.39haの整備・拡充を進めました。

整備・拡充にあたっては、ワークショップ*などを実施し、市民ニーズを捉えた特色ある公園づ

くりを行いました。

学校の緑については、全小学校に整備したピオトープ*を活用した講座を行っています。また、校内の大木は樹木診断を行い、更新を実施しています。

緑化指導の推進は、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を引き継いだ「武蔵野市まちづくり条例*」が平成20年に制定され、法的な手続き



ワークショップを実施し、整備した吉祥寺の杜宮本小路公園

が行えるようになりました。また、市内では緑地協定の締結、地区まちづくり計画が認定されました。

一方で公共施設の緑化強化策の検討、企業や市民の緑化を誘導するための壁面・屋上緑化の助成制度、緑の創出施策の検討は、情報の収集にとどまっています。

緑と水のネットワークを進める

「緑と水のネットワークを進める」ための個別施策は、「仙川水辺環境整備基本計画*」の推進「千川上水の整備」「玉川上水沿線の緑化」「道路緑化・緑道整備の推進」「接道部緑化の推進」です。

仙川は、計画に基づき約1km区間の整備を実施しました。千川上水は、「千川上水整備基本計画*」を策定し、10ヶ年の計画的な整備に取り組んでいます。玉川上水沿線の緑化は、関係機関や市民団体と連携して情報交換を行っており、一部区間では遊歩道を整備しています。

道路整備の際には、関係機関との調整や住民への説明を行いながら、街路樹などの道路緑化に取り組んでいます。

接道部緑化*の推進は関係部署と連携を図り、助成制度の周知に取り組んでいます。



「仙川水辺環境整備基本計画」に基づき、護岸などの整備を行った仙川

2) 今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

「緑を維持し充実させる」ための個別施策は、「公園緑地の適正な維持管理」「街路樹の適正な維持管理」「樹木・生垣の保全」「樹林地の保全」「農地の保全」です。

公園緑地の維持管理は「公園緑地等維持管理ガイドライン」「公園施設長寿命化計画*」を策定し、

効率的かつ適正な維持管理を進めています。

街路樹は、桜の路線を中心に定期的に樹木診断を実施し、危険木から順次植替えを実施しています。

樹木・生垣の保全は、保存樹木の保全制度について見直しを検討しています。樹林地の保全は、規模や条件がそれぞれ異なることから制度の見直しに至っていません。

農地は、生産緑地の指定を拡充するため、指定方針、指定基準の見直しを行っています。また、生産緑地を買い取り、市民が農体験できる農業ふれあい公園を整備しました。



生産緑地を買い取り、農体験ができる「農業ふれあい公園」を整備

緑を再生させる

「緑を再生させる」ための個別施策は、「公園の改修（リニューアル）」「駅周辺の緑の充実」「境山野緑地の保全」「緑の循環システムの整備」です。

公園緑地は、「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、利用者ニーズに対応した公園づくりに取り組んでいます。

駅周辺の緑の充実では、吉祥寺駅の駅ビル更新の際に、事業者の協力により屋上緑化*や壁面緑化*が行われました。3駅の駅前の広場の整備では、緑地帯や既存樹木を可能な限り残して整備しました。一部の商店街では、多摩産材を使用したプランターでの緑化に取り組んでいます。

境山野緑地の保全については、安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、様々な



近隣の小学校とワークショップを行い、子どもたちの意見を取り入れリニューアルした大師通り公園

視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討しています。

緑の循環システムの整備は、落葉の堆肥づくりを公園やコミュニティセンター、学校などで行っていましたが、東日本大震災後の放射能問題により、堆肥の活用が中止されていました。現在では市民活動により、一部再開しています。

3) 協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

「協働を支える仕組みをつくる」ための個別施策は、「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の表彰制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」「民間活力を利用した緑化の推進」です。

「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」については、仕組みづくりを検討していましたが、既存の制度との関連から実現に至っていません。

「緑の表彰制度の創設」については、平成21年度から実施し、継続して取り組んでいます。

「民間活力を利用した緑化」では、敷地内の樹木の維持管理、公開空地の提供など、民間との連携により新たな緑が創出されています。



緑の表彰・顕彰制度の内容をまとめたパンフレット

協働の取組みを推進する

「協働の取組みを推進する」ための個別施策は、「緑化・環境市民委員会*の活用」「市民主体の

環境講座、啓発事業実施」「緑の情報の発信と共有」「緑を支える活動の支援」「多様な主体による緑の維持管理」です。

緑の基本計画の改定にあたり、「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」を開催し、市民の視点で取組むべき計画の論点をとりまとめました。

「市民主体の環境講座、啓発事業実施」では、ボランティア団体などによる主体的なイベントに対し、共催、後援という形で、緑の啓発事業の支援を行いました。

「緑の情報の発信と共有」では、まちの緑に関する情報誌「みちまちみどり」などにより、質の高い情報を発信しています。

「多様な主体による緑の維持管理」については、ボランティアによる民有地の生垣の刈り込みなど、モデル事業に取り組みました。



緑ボランティア団体による木の花小路公園での七夕まつり

2 計画の論点整理

1「緑の基本計画2008の評価」及び第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」と「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」の提言書を踏まえ、計画の論点を整理します。

(1) 基本理念・将来像・計画の目標について

▶ 第3章「計画の基本的な考え方」を参照

基本理念・将来像は、旧計画から引き続き継承し、計画の目標については、旧計画の評価を

【表2】本計画での対応と改定に必要な視点

基本理念	◎「武蔵野市民緑の憲章」で掲げる「緑は市民の共有財産」は、市・市民共通の理念であり、不変的なものとして引き続き継承します。
将来像	◎旧計画で掲げる「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」の将来像は、今後10年も実現に向けて、引き続き継承します。
計画の目標	◎旧計画の「緑被率*30%」の目標は、今後も実現に向けて将来像として掲げますが、減少している緑をまずは守り、より質の高い緑空間を創出することが必要となります。 ◎旧計画の「歩いていくことのできる公園の整備率*100%」の目標は、公園緑地の整備が進みつつも、似たような機能をもつ小規模公園が近接し集中している地域が見られることと、市の財政状況の見通しを踏まえると、これまでと同様の整備が困難であることから、地域のニーズに合わせた公園の配置と柔軟な活用が必要となります。 ◎緑の量についての目標だけでなく、緑の量・質ともに豊かに感じることを目安とする目標が求められます。

踏まえて、将来像の実現に向けて【表2】のような視点が必要となります。

(2) 公園緑地や学校などの公共の緑と水辺について

財政的な状況を踏まえた公園整備

本市では、健全な財政運営を行っていますが、今後の扶助費の増加、老朽化した公共施設の更新や再編、都市インフラの再整備への対応が必要となることが予想されます。公園緑地においても、今後の市の財政状況の見通しから、これまでと同様に公園緑地を整備・拡充していくことが困難なことが予想されます。

近接し類似する既存の小規模公園の活用

これまで公園緑地の整備・拡充を進めてきましたが、地域に偏りが生じています。また、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、既存の資源（ストック効果*）の有効活用が図られていないことが課題となっており、地域の要望やニーズに対応して、活用を進めるためのリニューアルが必要です。

公園緑地・街路樹・学校の緑などの管理

公園緑地については、「公園施設長寿命化計画*」 「公園緑地等維持管理ガイドライン」を踏まえた

維持管理を行っています。これまでは、「緑被率30%」、「歩いて行くことのできる公園の整備率100%」を目標とし、主に面積の確保と公園空白地域の解消に重点を置き、整備・拡充してきました。今後は、環境対策・防災対策・生物多様性などに、より一層寄与するため、維持管理の強化や計画的な管理の方針を示し、地域の理解を得ることが重要となります。

街路樹、学校などの公共の緑は、関係部署と連携し、樹木診断の実施など、樹木の保全に努めています。大径木化・老木化が維持管理の課題となっています。学校ビオトープ*は、各学校の教育方針のもと、講座を通して活用されています。

旧施策であげた「境山野緑地の保全」では、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討する必要があります。

「仙川水辺環境整備」は、未整備区間の整備手法や維持管理費などの課題を整理し、整備の方向性を示すことが求められます。

公園や学校の緑などを活用した遊び・地域活動

公園や学校の緑などの資源を有効に活用していくために、子どもの遊び、大人や高齢者の地域活動のニーズを捉え、公園などの機能の強化や地域に寄与する活用方法の検討が重要となります。

(3) 民間の公開空地・農地・ 商業施設などの民有地の緑について

農地減少の対策と災害時の機能も含めた 農地保全のための活用

市内の農地は、相続税の負担や担い手などの課題から減少傾向にあります。都市において、農地は農作物の提供、防災、ヒートアイランド現象*の緩和、農体験による市民参加の場など多様な役割を担っている重要な緑です。このため、保全に努めるとともに、大切さを実感するために「農」に触れる機会をつくる必要があります。

民有地の緑の保全と創出の対策

民有地の緑は減少傾向にあります。住宅地の大木や樹林は、相続による宅地の細分化や大径木化による維持管理の負担増により、伐採される場合があります。民有地の緑を保全し、さらに創出していくための緑化啓発・ルールづくり・誘導方策の検討が必要です。

保存樹木・樹林地の保全制度の見直しと 地域の関わり

民家の大木や樹林地は、落葉や越境枝の問題などから、個々の対応だけでは維持していくことが困難になっています。市の保存樹木・樹林地の保全制度を見直すことや、身近に緑があることで良好な街並や季節感を享受できる良さの認識を高め、一人ひとりが個々の緑を地域の緑として捉える「共助」の視点でサポートしていく新たな仕組みづくりが必要です。また、高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、地域とのつながりや緑と触れあう機会が希薄になることが懸念されます。一方で、景観・環境・生物多様性などへの期待が高まっています。緑を大切にすることを高めるため、暮らしの中で緑の良さを実感する仕組みづくりや機会を創出することが求められます。

商業施設や企業などの建物緑化(壁面・屋上)を 推進する制度の検討

商業施設や企業がある地域は、新たな公園緑地などを整備することが困難なため、壁面や屋上を

活用した建物緑化を推進していく必要があります。
まちの魅力を高める緑化の誘導方策の検討

市内では、商業施設・民間マンションなどの開発により、新たな緑化や緑を含むオープンスペース*の創出が行われています。減少傾向にある民有地の緑を増やし、まちの魅力を高めるために、質の高い緑化の誘導と評価を行う方策が必要です。

(4) 緑のマネジメントについて

多様な主体と行政との連携による 地域サービスの検討

国では、公園緑地がより柔軟に活用されるよう、整備・維持管理・活用に民間活力を導入していく都市公園法などの改正を行いました。本市においては、地域団体や教育機関、企業など多様な主体との連携や、市の実情に合わせて導入方法を検討する必要があります。また、保育・福祉・防災などで公園緑地の活用が求められることから、関係部署と連携し、横断的なマネジメントをしていく必要があります。

緑を守り育む担い手の発掘と参画を促す仕組み

現状では、市民が緑と触れあう機会の一つとして緑ボランティア団体制度がありますが、定期的に活動することの難しさなどから、団体数は微増にとどまっています。今後は生活の中で緑の良さを実感する機会が増えるように、多様なニーズや活動形態に合わせたオープンスペースや公園緑地の活用を促す機会の創出が求められます。また、旧計画では協働を支える仕組みをつくる施策を掲げ、協働を支える仕組みとして、市と市民をつなぐ活動が行われていますが、市の職員が減少する中で、センター構想のような専従職員によるマンパワーが必要な事業については、一定の見直しが必要です。

広域的な視点による連携

これまで水辺環境の整備や自然体験、山間部の森林保全の分野で、東京都や近隣自治体と連携して取り組んできました。今後も緑と水の多様な役割を発揮させるために、広域的な視点に立ち、連携を強化していく必要があります。

3 改定のポイント

計画の論点の整理から改定にあたってのポイントを次のように抽出しました。改定のポイントをもとに、計画の基本的な考え方及び将来像を実現するための施策を次章以降に示します。施策の体系は、引き続き継承する個別施策の仕組みなどを含めて、新たに改定する施策体系とします。

▶ 第3章「計画の基本的な考え方」を参照

▶ 第4章「将来像を実現するための施策」を参照

公園緑地などの公共の緑のポテンシャルを活かす

- ◎ 特色ある公園緑地などの機能を強化
- ◎ 公園緑地などの魅力アップの方法

民有地の緑の保全と創出

- ◎ 地域が主体となった緑の保全・活用
- ◎ 緑の効果的な維持と質を高める創出策

緑のマネジメントと多様な主体による新たな連携

- ◎ 多様な主体と行政との連携によるオープンスペース*の柔軟な活用
- ◎ より多くの市民・企業市民*・学生の参画を促す仕組み
- ◎ 広域的な視点による連携